

神戸市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱

平成4年9月

神戸市

神戸市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱

平成 4 年 9 月 1 日 制定
平成 11 年 4 月 1 日 改正
平成 13 年 8 月 1 日 改正
平成 15 年 4 月 1 日 改正
平成 20 年 2 月 1 日 改正
平成 22 年 4 月 1 日 改正
平成 23 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 4 月 1 日 改正
平成 28 年 4 月 11 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正
平成 31 年 3 月 22 日 改正
令和 元年 6 月 1 日 改正
令和 2 年 4 月 1 日 改正
令和 4 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、鉄道事業者（神戸市高速鉄道事業を除く。）、交通エコロジー・モビリティ財団／第 3 セクターが神戸市内の鉄道駅舎においてエレベーター設置等のバリアフリー化設備の整備を行う場合に、神戸市が行う補助に関して神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか必要な事項を定め、高齢者や障害者等の公共交通機関の利用環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者及び軌道法（大正 10 年 4 月 14 日法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき主務大臣の特許を受けて運輸事業を営業者をいう。

2 「バリアフリー化設備」とは、国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」における「バリアフリー化設備等整備事業」、「鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」における高齢者、障害者等の移動等円滑化を図るために必要となる施設整備事業、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」における「交通サービス利便向上促進事業」、「観光振興事業費補助金交付要綱」における「公共交通利用環境の革新等事業」、または「鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱」における「ホームドア整備事業」の補助対象設備であって、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものをいう。

(1) 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号）

(2) 兵庫県「福祉のまちづくり条例施行規則」(制定平成 5 年 3 月 26 日規則第 15 号)

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、鉄道事業者等が、神戸市内の駅舎に旅客の用に供するエレベーター等のバリアフリー化設備(以下「補助対象施設」という。)を新設する事業であって、次の各号に規定する要件を満たす事業とする。

- (1) 原則として、一般利用者との共用施設であること。
- (2) エレベーター及びスロープについては、原則として、当該事業によって、駅入口からホームまで車いす利用者の単独利用が可能となること。
- (3) 鉄道の運行時間中は、いつでも利用できること。
- (4) 補助事業者が設置・管理主体となること。

(補助金の額等)

第 4 条 補助率、補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 補助率は、鉄道事業者等が補助対象事業の設置に伴い負担する経費の 6 分の 1 以内とする。
- (2) 補助金の額は、予算の範囲内において決定する。
- (3) 算出した補助金に 1 千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第 5 条 補助を受けようとする者は、鉄道駅舎エレベーター等設置事前協議申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添付のうえ提出し、福祉局長に事前の協議を行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 全体事業計画概略平面図・断面図
- (3) 補助対象事業費概算見積書
- (4) 工程表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の協議は、原則として、事業の着手開始予定年度の前年度 8 月末日までに行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 工事関係図面一式
- (4) 補助対象施設仕様書
- (5) 工程表
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を行うときは、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。なお、交付決定後、鉄道事業法施行規則第34条第1項第4号に規定する料金及び軌道法施行規則第21条第2項第4号に規定する料金(以下、「鉄道駅バリアフリー料金制度」という。)の導入により整備を行う駅については、交付決定の取消も含め、その内容を再度審査するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定後事業内容を変更しようとする場合は、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定変更申請書(様式第3号)、または鉄道駅舎エレベーター等設置事業内容変更承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、事前に市長の承認を受けるものとする。

- 2 市長は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定内容の変更を決定した場合は、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付決定変更通知書(様式第8号)又は鉄道駅舎エレベーター等設置事業内容変更承認決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(事業の一部が完了したときを含む)は、すみやかに鉄道駅舎エレベーター等設置事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲

げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 工事完了検査済証又はこれに類する書類の写し
- (2) 工事費精算書
- (3) 補助対象事業工事完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 10 条 市長は、前条による実績報告を受けたときは、完了検査を行い、検査の結果、補助金規則及びこの要綱に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を鉄道駅舎エレベーター等設置事業完了検査済通知書兼補助金額の確定通知書(様式第 10 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の通知を受けたのち、鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付請求書(様式第 6 号)により補助金の請求を行い、交付を受けるものとする。

(状況報告)

第 12 条 第 8 条により、補助金交付決定年度を越える事業期間の変更承認を受けたときは、補助事業者は、補助金交付の決定年度末時点の実績を、鉄道駅舎エレベーター等設置事業状況報告書(様式第 13 号)により市長に報告しなければならない。ただし、第 9 条に基づく実績報告を行った場合はこの限りでない。

(管理方法等に関する協議)

第 13 条 補助事業者は、補助を受けて設置した施設の適切な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する

2 この要綱の施行の際、現に工事中の事業にあつては、第5条の規定に基づく事前協議の手続きを省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。